

多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会 令和元年度第1回 会議録

| | | | |
|--------------|---|--|------------------|
| 日 時 | 令和元年5月27日(月) 18:00~20:00 | 場所 | 多摩市役所 301・302会議室 |
| 出席者 (敬称略) | 委員 ※敬称略 | 小川、佐藤、須崎、奥田、高橋、田川、市川、大石、折笠、木村、瀬尾、 中原、川崎、永井 | |
| | 障害福祉課 (事務局) | 阿部市長、小野澤部長、松本課長、田島課長、五味田係長、曾山主査、 鈴木主査、神長主事、後藤主事 | |
| 欠席者 | 委員 ※敬称略 | なし | |
| 記録者 | 事務局 | | |
| 項目 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 市長挨拶 3. 委員自己紹介 4. 委員長・副委員長の選任 5. 多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会の会議運営について 6. 障害者差別解消法と東京都障害者差別解消条例について 7. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例について <ol style="list-style-type: none"> (1) 今日の獲得目標 (2) 条例制定に至った背景 (3) 多摩市としての方向性(どのような条例にするか) (4) 市民委員会の役割・意義 (5) 今後のスケジュール (6) 各委員会の役割・検討内容及びスケジュール (7) これまでの動向に関する報告 (8) 差別解消に関するアンケートの集計結果(速報) 8. 閉会 | | |
| | 詳細 | | |
| 1. 開会 | <p>【事務局】</p> <p>開会前に先立って本会議における合意的配慮について案内します。</p> <p>一つ目、聴覚障がいのある方への情報保障として手話通訳や右前方のスクリーンで要約筆記を行っています。また、知的障がいの方など、必要な方にはルビを振った資料を御用意させていただくとともに、左前方のスクリーンでは発言内容をルビつきで掲載をしています。</p> <p>視覚障がいの方へは点字の資料は用意できていないが、もし傍聴の方等で音声読み上げ用の電子データが必要な方には後ほどお送りするので事務局へお声がけいただきたい。</p> | | |

| | |
|----------------|---|
| <p>2. 市長挨拶</p> | <p>また本委員会においては、取り組みの広報や記録のために適時写真撮影をさせていただきます。</p> <p>また、委員からも会場全体の写真撮影をしたいということでお話をいただいているので、もし写真の撮影・公開に問題があるという方がいたら事務局の方へお声がけいただきたい。</p> <p>これより第1回多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会を開催します。後ほど委員長が選出されるまで、私障害福祉課の曾山が進行を務めさせていただきます。まず初めに多摩市長の阿部よりご挨拶をさせていただきます。</p> <p>【阿部市長】</p> <p>ただいまご紹介いただきました多摩市長の阿部裕行です。</p> <p>多摩市における「障がい者差別解消条例」、これはまだ仮称ですので、カッコいい名前をつけていただきたいと思っておりますが、この条例の検討委員会ということで本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私自身の話も含めてお話をさせていただきますと思っておりますが、まずその前に、私が本当に感動したのは、この「心つなぐハンドブック」です。私も市長コラムで掲載させていただいたことがありますが、この中には、障がい当事者の皆さんの思いがしっかり詰まっています。行政はやはり当事者の皆さんと共に進んでいく、歩んでいくということが一番大事だと思います。私もこれを読むまで、シャンプーのボトルにギザギザが付いている意味がわかりませんでした。そうしたことも実はこの「心つなぐハンドブック」で学ばせていただいたことであります。ところでこれは皆さんお読みいただいているのでしょうか。まだお手元にない方、大変失礼しました。これは販売ではなく配布しているということで、後でお渡しします。私は販売でも構わないのではないかと思いますので、ぜひ、これを読んでいただきたいということを最初に申し上げておきます。</p> <p>私自身が選挙公約で「障がい者差別解消条例」というものを制定したいということを掲げました。それはなぜかということをお話させていただきますと思っております。</p> <p>国際障害者年、そして「国連・障害者の10年」が宣言され、障がいのある人もない人もともに暮らしていこうということで、国連でも大きな行事として打ち出されました。その後テレビ局などが愛は地球を救うキャンペーンを始めたり、あるいは、誰もが鉄道に乗れるようにしようということで、いろんな運動に自分自身も取り組んでいきました。当時はもう40年以上昔の話なのですが、覚えていることがいくつかあります。</p> <p>私自身がその当時ボランティアとして関わっていた中で、ペンネームが後藤安彦という推理小説の翻訳家でご自身も脳性麻痺者で、そして障がい者運動の世界では障害者団体定期刊行物協会の代表という二日市安さんという方がいらっしゃいました。</p> <p>私は当時、小金井から引っ越してきて世田谷の千歳烏山に住んでいました。世田谷では当時、世田谷ボランティア協会というものが、沢畑さんが頑張っていました。私自身も地域の中に住みながらどうしたら障がいを持つ人と持たない人が共に暮らしていく</p> |
|----------------|---|

ことができるのか、色々な運動にかかわらせていただきました。当時、私はジャーナリズムの世界で羽ばたき始めたのですが、もともと学生時代から障がいを持つ多くの皆さんとの交流がありました。二日市さんは世田谷に住んでおり、私はそのお宅に何回も通うことになりました。飲みに来ないかということで、奥様は仁木悦子さんで車椅子の推理小説作家としても著名な方でしたが、よくご馳走になりました。ただお酒を飲ませてもらう、という関係ではありました。

そのときに障がい者の皆さんがどれだけ差別をされてきたか、そしてなぜ闘ってこなければならなかったのかなどいろいろ学びました。

はるか昔、障がいを持つ子供たちが地域の学校に通うということを二日市さんは先頭に立ってやっておりました。当時はインクルーシブ教育という言葉はありませんでしたが、今で言うインクルーシブ教育です。視覚障害と聴覚障害の養護学校だけではなく、肢体不自由の皆さんの養護学校があり、養護学校でもそれぞれ専門教育、発達含め様々な大きな議論がされ、今の世の中に修練されていったのだと思います。

でも変わらないことが一つあります。それは普通に暮らしていく際に感じる社会的障壁です。当時は車いすはおろか、ベビーカーも、電車に乗ることはできませんでした。障がい者の皆さんと一緒に私もたび重ねて国鉄の入り口を突破しようということで、切符は買って、車いすはだめですと言われ、なぜ乗れないのかということ国鉄とかなり交渉をしたことがありました。「山手線キャラバン」ということでよく新聞メディアにも取り上げられた記憶があります。

重度の障がいを持つ人たちが路線バスの前で転がり自分自身を乗せていけよ、と交渉した「青い芝の会」というグループがあり、私を含め健常者のボランティアはその「青い芝の会」の皆さんから差別とは何かを突きつけられた記憶があります。

それは、ボランティアなのか、共に闘う側なのかをはっきりさせろというもので、当時私は、どちら側なのかわかりませんでした。そこまで言われてもともに生きる社会をどう作っていったら良いかというようなことですごく思い悩みながらも、自分が仕事をしていく中で、しっかり青い芝の会の皆さんの意見にもこたえていかなければと思い、全国で活動する皆さんに出会いました。

北海道の札幌ではどんなに障がい重い人でも一人で地域で暮らせるよう小山内さんが先駆的にやっておりました。あるいは関西で「そよ風のように街に出よう」という雑誌があり、その雑誌の編集長の河野秀忠さんにはいろいろと教えていただきながら、障がいのある人もない人も共に生きられる社会をということを目指すようになりました。

当時私がボランティアの時代に非常に影響を受けたのが、一番ヶ瀬康子さんという日本女子大の教授で、私自身はジャーナリズムの世界での学びが中心でしたが、福祉に携わる人たちへということで「熱いところと冷たい頭」という表現です。

実はこれには様々な評価があります。当時、青い芝の会から批判されたのは、きっと障がい者の人がかわいそうだから助けようとしているのであれば、それは差別者だという意味だと思います。差別をなくしていくために熱い情熱は必要です。しかし一方で冷静に福祉政策を考えていかなければなりません。一番ヶ瀬康さんは「福祉に携わる者

には、力になりたいと思う熱い心がなければならない。また、冷静な判断力・科学的認識がなければならない」と言われたわけです。福祉に携わる者は、「熱い心と冷たい頭」が必要であるという。これは未だに私の心の中に残っている言葉であります。ですからこの障がい者差別解消条例というのはまさに熱い心と、そして冷静な判断、その冷静な判断というのは法律や条例に基づく根拠があるからこそ地域で生活ができる、差別を許さない社会をつくることができるということに繋がってくるのだと思います。国において障害者差別解消法が制定され、東京都において障害者差別解消条例が作られた一方で、多摩市においても作っていく必要があると思います。

これまで多くの皆さんが障がいを持つ人たちが差別されない社会を作ってきたと自負はしていますが、依然としてまだまだ差別が多く、なかなか共に暮らせる社会とはなっていないのが現実で、現場ではもちろん様々なことも動いています。子供たちの発達支援、いま多摩市においても通級通学クラスが各小・中学校にあります。幼稚園、保育園、学童クラブなどでも、多摩市においては特に学童クラブは障害者手帳のあるなしにかかわらず、全ての子供たちを引き受けています。そして地域の中で誰もが学ぶ権利があります。そうしたことをしっかり進めていきたいと私自身思いますし、この障がい者差別解消条例ができることによって、多摩のまちの中であらゆる障がいを持つ人たちがこのまちで生き続けることができる。そしてまた、自治基本条例にいう市民とはこのまちに住んでいる方だけではありません。このまちで働く、学ぶ人、あるいはこのまちを通過する人も含め、しっかりこのまちにおいては、差別を許さず、誰もが共に生きる権利があるということを感じていただける、そんなまちにしていきたいなと思います。

お忙しい中、色んな議論が沢山これから出てくると思います。私としては、誰もが学び、働き、そしてこのまちで生活ができるというのは、究極的には1人でも暮らせるまちづくりです。ご高齢の方が一人暮らしになった。あるいは若い人たちが1人で暮らしていく。あらゆるところで単身世帯が増えています。しかし障がいを持つ人が1人で暮らしていくということは並大抵のことではありません。木村委員も多摩市と度重なる激しい闘争をしながらここまで来られていると思います。私はかつて木村委員の側にいましたが、今、市長という立場で逆に皆様からの意見を受け止める側です。

私は政治家であり市長であります。一方で行政職のトップでもあります。今日も健康福祉部長以下、障がいを持つ皆様と常に向き合っている障害福祉課の課長以下職員たちが一緒にいます。また、発達支援サポートをしているメンバーもいます。教育委員会と一緒に頑張っている仲間たちもいます。それは全て私にとっては部下でありこの障がい者差別をなくして、差別のない、誰もが幸せに暮らせる社会を作っていくパートナーです。

かつて40年前50年前に闘争してきた先輩たちがあれだけ熱い闘争してきたからこそ今があります。闘争だけでは厚い壁は打ち破れません。やはりそこは一緒になって、ともに助け合い、ともに共生していくという社会をどう作っていくのかが問われているのだと思いますので、皆さんと一緒に厚い壁をぶち破りながら、最終的には行政だけではなく、市民全員が、あるいは日本の国全体が差別を許さず誰もが幸せに生きられる社

| | |
|--|--|
| <p>3. 委員自己紹介</p> <p>4. 委員長・副委員長の選任</p> | <p>会を作っていくのが最終目標ではないかと思います。それが平和であったり、人権であったり、そういうことがきちんと保障される社会だと思います。そこを目指して、カタツムリのように、カメのように、ゆっくりとして重い歩みかもしれませんが、しかし、その未来の夢、理念を実現させるための第一歩だと思っています。一歩どころか、「心つなぐハンドブック」をはじめ、皆さんの手によって大きな成果が出されています。多摩市でもこれまでも相当の積み重ねがあります。</p> <p>その上で、ぜひ皆さんと一緒に連携し作っていきたいと思っていますので、大変長くなりましたけれども、私の思いを含めて語らせていただきました。なお、私自身本日も他の会合と重なってしまった関係で、全ての会議にでられませんが、しかし、出席できない時でも事務局からしっかり話を伺い、また、この後選出される委員長副委員長皆さんから話を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ワークショップも全て参加する予定です。以上申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本日はお忙しいなか本当にありがとうございました。これから先、よろしくお願いいたします。</p> <p>【事務局】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは続いて、市長から委嘱状を交付させていただきます。時間の都合により市長が順番に席を回らせていただくので、その場でお待ちいただきたい。では市長よろしくお願いいたします。</p> <p>～委嘱状交付～</p> <p>【事務局】</p> <p>それでは、次第の3番、委員の自己紹介に移ります。</p> <p>資料の5ページ、ルビ板7ページ、資料2に名簿があるのでこちらをご覧ください。まず事務局の方から自己紹介をして、その後、委員の皆様にも所属とお名前と一言をいただきたい。</p> <p>～事務局自己紹介～</p> <p>～委員自己紹介～</p> <p>【事務局】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第4、委員長と副委員長の選任に移ります。</p> <p>3ページ、ルビ番も3ページ。資料1の多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会設置要綱に基づき、委員長互選にて選出となっているが、委員長については、事務局から小川委員を提案させていただきます。</p> |
|--|--|

よろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。異議なしということで小川委員を委員長とすることを決定する。それでは以降の進行について小川委員長よろしくをお願いします。

【委員長】

それでは、委員長を仰せ使ったので、よろしくをお願いします。

副委員長については、互選で選出するということである。

副委員長は、障がい当事者・公募市民の中から 1 名、事業者・福祉関係者の中から 1 名、合わせて 2 名の副委員長を選ぶ。

立候補あるいは推薦をお願いしたいが、まず、障がい当事者・公募市民の代表の方ということでどなたか立候補・推薦はあるか。

【委員】

はい。立候補させていただきたい。

【委員長】

ただいま木村委員から立候補の申し出があったが、他にご意見あるいは立候補・推薦はあるか。

それでは、障がい当事者・公募市民からの副委員長は木村委員にお願いする。

よろしくをお願いします。

(拍手)

それではもう一人、事業者・福祉関係者の中から、どなたか立候補あるいは推薦はあるか。

【委員】

推薦させていただきたい。

市長の言葉にあった、共に闘う同士としての立場で、地域のサポート資源もよくご存知の社会福祉協議会の田川さんを推薦させていただきたい。

【委員長】

ただいま田川委員の推薦があったが他にご意見はあるか。

異議がなければ、田川委員に副委員長を務めていただく。

(拍手)

よろしくをお願いします。

それでは、議題に移る。

次第 5、多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会の会議運営について、事務局から説明をお願いしたい。

| | |
|---|--|
| <p>5. 多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会の会議運営について</p> | <p>【事務局】</p> <p>7 ページ、資料 3 の多摩市障がい者差別解消条例検討市民委員会の会議運営に関する事項の確認をご覧いただきたい。</p> <p>大きく 4 点ある。</p> <p>まず一番目、会議時間については原則として 1 回の会議についてはおおむね 2 時間を限度とする。</p> <p>二番目、会議の記録について</p> <p>(1) 会議の記録は要点筆記とし、事務局が作成</p> <p>(2) 会議の記録を作成するために、原則として会議内容を録音する。</p> <p>(3) 会議の記録の確認は原則、次回会議の前までに送付し、次回会議において了承を得るものとする。</p> <p>三番目、会議の公開について</p> <p>(1) 会議は原則として公開</p> <p>(2) 傍聴人用の資料は閲覧のみ</p> <p>四番目、会議での発言について</p> <p>(1) 発言の際はマイクを使うこと。</p> <p>(2) 発言する都度、所属と名前を言うこと。どなたが発言しているのか、傍聴の方にわかりやすくするため。</p> <p>(3) 曖昧な表現は控え、発言の趣旨がはっきり分かるように、簡潔にまとめること。</p> <p>左前方のスクリーンで発言の内容を映しているが、こちらは UD トークというツールを使ってスクリーンへの投影及び会議記録を作成するときを使う。</p> <p>それもあるのでマイクを通してなるべくはっきりと発言を。誤字も出るので、そのところについては議事録作成の際に修正をする。</p> <p>またマイクは数本用意しているが複数のマイクの電源が入っていると、うまく音を拾えないことがあるので発言するとき以外はマイクの電源を切ること。</p> <p>説明は以上。</p> <p>【委員長】</p> <p>ご説明ありがとうございます。何かご意見やご質問はあるか。</p> <p>【委員】</p> <p>傍聴人は事前に申し出が必要か。</p> <p>【事務局】</p> <p>今回については特に申し込みはしてもらっていないが、次回からはたま広報へ掲載するので、なるべく事前に申し込んでいただきたい。当日の資料が足りる範囲であれば当日でも受け付ける。</p> |
|---|--|

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>6. 障害者差別解消法と東京都障害者差別解消条例について</p> | <p>【委員】 承知した。</p> <p>【委員長】 それでは次第 6、障害者差別解消法と東京都障害者差別解消条例について。 これから市の条例を検討するが、まず、国の法律があり、東京都の条例があり、そして、それらとの関連の中で多摩市の条例について検討していくので、まず国の法律と東京都の条例について、事務局から簡単に説明をお願いしたい。</p> <p>【事務局】 まず国の障害者差別解消法について、目的としては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け障害を理由とする差別の解消を推進することが掲げられている。 法律の内容としては、行政機関や民間事業者に対して不当な差別的取り扱いを禁止して合理的配慮の提供を求めるということが主な趣旨である。 では不当な差別的取り扱いというのがどのようなものかということ、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したり、条件をつけたりするような行為を言う。 障害があるというだけで、健常者とは違う扱い・対応するということが不当な差別的取り扱いと言われている。 合理的配慮の提供については、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取り組みを行うことと定義されている。 負担が過重でないときということ、もし求められた対応が難しいという場合には、障がい者の意見に耳を傾けて別の方法を提案するなど、話し合いによって双方の理解に努める「建設的対話」が重要と言われている。 この国の法律を受けて、東京都では平成 30 年 10 月に障害者差別解消条例が施行されている。 この東京都の条例で主な特徴は 3 点あり、一つが合理的配慮の提供について、国の方では民間事業者には努力義務としていたが、東京都の方では義務化したということが大きなポイントである。 義務というと、求められたことをそのとおりにしなければいけないと思ってしまうところもあるかもしれないが、そういうわけではなく、先ほど説明したように負担が重くて対応できないときは、他の解決策を探るために話し合っ、お互い理解して解決策を導くという建設的対話をする必要がある。何もせずに無理だと判断するのではなく、建設的対話によって解決策を探ることが重要ということで、これが義務化となっている。 また、合理的配慮は個々の障がい者に対して、その時々ケースで実施されるもので、不特定多数の障がい者を対象として行われる環境整備、例えばまちの段差をなくすなど、</p> |
|-------------------------------------|---|

そのようなバリアフリーの問題は合理的配慮とは別物とされており、これについては努力義務とされている。

2 点目の特徴としては、紛争解決の仕組みを作ってあっせん・勧告・公表を行えるようにした。国の法律では勧告までしか規定していなかったが、都条例では事業者が差別的取り扱いをしたとされ、勧告をしても従わないという悪質な場合に、公表するということまで規定している。

3 点目の特徴は、広域相談支援員といって障がい者当事者や関係者だけではなくて、民間事業者からの相談にも応じるような相談の体制の仕組みを設置したということが特徴として挙げられている。

障害者差別解消法と東京都障害者差別解消条例についての説明は以上。

【委員長】

ご説明ありがとうございました。何か意見はあるか。

【委員】

先ほど過重な負担と言ったが、過重な負担とはどのようなことを想定されているのか。

【事務局】

衆参付帯決議の中では、事業者の事業規模、事業規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することとし、中小零細企業への影響に配慮することとされている。

そのようなところからもやはりケースバイケースと考える。

まず基本は、合理的配慮の提供についてその場で求められたことがすぐ対応できればするということになるが、環境を整えないとなかなか難しいというものについては期間が必要であったり、財源的にも確保されないと進まないということもあるかと思う。

本市で条例を作っていくにあたって、合理的配慮の提供に必要な環境の整備をどのように考えていくのかということも議論のポイントになってくる。過重な負担のない範囲ということもどのように考えていくのかということも、この委員会の中で考えていくものになるのではないかと思う。

【委員】

例えば想定的事例を作って示すという方法はどうか。

過重な負担の基準を事例として事務局から挙げていただきたい。

曖昧ではなくてはっきりとした基準を話していただきたい。

【委員長】

私の方で少し整理をさせていただいてよろしいか。

法律ではなかなか厳密な定義は難しいので、衆参付帯決議のような説明がされている。

| | |
|--|---|
| <p>7. (仮称)多摩市障がい者差別解消条例について</p> <p>(1) 今日の獲得目標</p> <p>(2) 条例制定に至った背景</p> <p>(3) 多摩市としての方向性(どのような条例にするか)</p> <p>(4) 市民委員会の役割・意義</p> | <p>そして、個々の合理的配慮の提供については、まず建設的な対話をし、事業者側はどのような事情で合理的配慮の提供が難しいのかをきちんと言語化して説明をする必要がある。単純に「難しい」「できません」ということではなく、きちんと説明をするということが求められる。</p> <p>従って、この合理的配慮については本当にケースバイケースということでありとあらゆる事例が考えられる。小さな事例からとても大きな事例まで様々なので、この2時間の委員会で全ての事例について出揃えるのは難しいかと思う。</p> <p>合理的配慮の提供についての理解は、先ほど事務局に説明いただいたような基準のもとにまず個別的对話をし、その対応が成り立たない場合には紛争を解決する手段として、さらにその説明を法律的に求めていくというようなことが様々な事例で行われるという理解でどうか。</p> <p>【委員】 改めて今後議論していきたいと思う。</p> <p>【委員長】 それでは、(仮称)多摩市障がい者差別解消条例について、再び事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 資料5に沿って説明させていただく。 本日の獲得目標は多摩市の条例の方向性について決定することである。条例制定に至った背景や条例制定の目的などは、先ほど阿部市長の方からお話があったので割愛させていただきます。</p> <p>(1) 今日獲得目標 法律の中で示されている差別・合理的配慮の提供というところは、文面で読むと少しわかりづらいのではないかと市としては考えている。</p> <p>(2) 条例制定に至った背景 多摩市としてどのような条例にするかについては、障がい者が感じている差別とは何かを行政・事業者・市民が理解を深めることができ、その上で差別や社会的障壁をなくしていくために、行政、事業者、市民が一緒に取り組んでいくことをめざす理念的な条例にしていきたいと考えている。</p> <p>(3) 多摩市としての方向性(どのような条例にするか) 合理的配慮を行いやくするために必要な環境の整備などの具体的な政策や取り組みについては、障がい者基本計画や、市の各課で所管する計画において示していくという考え方でいきたい。 この方向性に至った背景は、障害者差別解消法・東京都障害者差別解消条例が施行されている中で市が条例制定するにあたって、これらと違いを出していくことが必要ではないかと考えたことによる。</p> <p>(4) 市民委員会の役割・意義 庁内では関係各課の管理職を集めて委員会も設けており、そこで議論した中では、障がい者に対してどのようなことが差別にあたるのかいまいち分かりづらいという話があっ</p> |
|--|---|

| | |
|----------------------|--|
| <p>(5) 今後のスケジュール</p> | <p>た。そこで、まずはということが差別にあたるのかを深掘して、差別的取扱いとは何かを市民にも分かりやすいものにできたらどうだろうかという意見が出た。また、それに伴って「合理的配慮」についてももう少し分かりやすく示していきたいという意見が出た。</p> <p>差別を解消するためにはまず差別とは何かを理解する必要がある。法や都条例では明示されていないそれを周知できるような条例とすることで、行政・事業者・市民の理解を深めることができるのではないか、差別の解消や合理的配慮の促進に繋げるというアプローチで取り組みたいと考えている。</p> <p>「差別解消のために何をすれば良いのかということを知する」というアプローチが事業者や市民に直接働きかけることができる、基礎自治体の強みとも考えている。以上のことからこのような方向性で市として提案したい。</p> <p>合理的配慮の提供などは盛り込んでいかなければならないのではないかという議論も出てくると思うが、まずは差別とはどういうことなのかというところがまだ障がいのある方々以外の人に伝わっていないところがあると思うので、そこを障がいのある委員の皆様からご意見いただきながら少し深掘りしていきたいと考えている。</p> <p>以上を多摩市における条例の方向性の説明とさせていただく。</p> <p>続けて今後のスケジュールについて。本日を除いてこれから7回委員会を開催する予定になっており、その中では、まず多摩市の条例で差別をどのように定義したらいいのかというところを6月7月の委員会で議論できると良いと考えている。ある程度多摩市の条例で差別をどのように定義したら良いか議論が出たところで、差別を解消するために何ができるか、何が必要なのかというところを8月10月で議論したい。11月には条例制定を行うことでどんなまちにしたいかについて議論し、12月には素案の調整、2月には原案の調整をしたいと思っている。</p> <p>差別をどのように定義するかというところで、先ほど市長から心づなぐ・ハンドブックの案内があったが、これは多摩市が多摩市地域自立支援協議会の権利擁護専門部会の障がい当事者の方々と一緒に作成したものである。また、権利擁護専門部会の方では障害者差別解消法の理解促進のために出前講座も実施している。</p> <p>そのような方法で直接障がいのある方々からお話を聞き「こんなことが差別にあたるのか」「こんなことが合理的配慮で必要なのか」というところを本委員会の皆さんに見ていただいてから議論をスタートできると議論の導入としてはやりやすいのではないかと考えている。</p> <p>【委員長】 委員の皆さんから質問やご意見はあるか。</p> <p>【副委員長】 多摩市の方向性としては、理念を決めるだけの条例なのか。「周知するというアプローチ」とはどういうことなのか。今までも出前講座をしたり、ハンドブックも作成して周</p> |
|----------------------|--|

知をするなど理解促進の取り組みはしてきて、今回この条例の制定に行き着いたという経過がある。条例を作ってほしいという障がい者の願いは、合理的配慮をされずに暮らしにくかったこと、泣き寝入りするしかなかったという経過があり、それが条例で少しでも解消されることを本当に願っている。差別について知ってもらうためだけの条例では不十分で、紛争解決の仕組みも必要。障がい者差別解消地域支援協議会を各自治体に設置するようにと国からも示されている。差別を受けたときにどこに相談してどう解決するのかというところをちゃんと取り決めたい。

東京都と同じような条例を作ったほうがよい。東京都は民間事業者にも合理的配慮を義務とすると、法律より進んだことを書いている。義務といっても、事業者に無理やりに要求するのではなく、建設的対話というもので図っていくという風にも書いている。費用のかかるエレベーターを作ってくれというのではなく、双方の相談で解決できる内容である。

多摩市の方向性では、今後の生活に不安を感じる。

【事務局】

差別を受けたときの相談体制は多摩市としても必要だと考えている。さきほどの説明が不十分だったが、東京都の条例で示している紛争解決の仕組みは、多摩市としても示していきたいと考えている。その上で、多摩市としての特徴も出していきたいという意味だった。

東京都や他の自治体は同じような条例の作りこみになっている。差別や合理的配慮について分かりやすく書けたら、他と違いが出せると考えた。

【委員長】

その他に意見はあるか。

【副委員長】

合理的配慮を行いやしくするための必要な環境の整備などの具体的な施策や取り組みについては障がい者基本計画や各課の所管する計画において示していくと資料に書いてあるが、例えば公園にスロープをつけてほしいという要望などは障害福祉課で検討して実行してもらえるのか。

【事務局】

障がい者基本計画あるいは各課で所管する計画において示していくと書かせていただいたのは、条例上あまり細かなことを明記してしまうと頻繁に条例改正をしていかなければならない可能性があるため、細かなところは行政計画の方で皆様の意見をいただきながら対応したいと考えている。

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>(6) 各委員会の役割・検討内容及びスケジュール</p> | <p>【副委員長】</p> <p>障がい者が事業所・会社に言うと、障がい者のわがままと受け取られるのが嫌だ。どれくらい市が介入して予算を確保してくれるのか。</p> <p>明石市は点字メニューを置いたりちょっとした段差にスロープを設置するなどを、事業者任せにするのではなく、市が助成できる範囲でやっている。</p> <p>事業者には負担を負わせないように、お金のかかる問題を市がどこまで関わってくれるか。せっかく条例を作っても「これは話し合いで何とかしてください」では済まないお金が関わる問題もある。それについても今後話し合っていきたい。</p> <p>【委員長】</p> <p>今、副委員長がおっしゃったように、要望を申し出たときに、障がいのある方たちのわがまま・過剰な要求だと思われなくするために、障がいのある方たちにどのような配慮が必要なのかということについて、より一層周知していくことが大切である。そこで、周知するということが多摩市の条例の方向性として強く出ているのかなと思った。</p> <p>ただ、わがままというような反応があったときにそれをどのようにして建設的対話の方に持っていくのかというのが国の法律・都の条例でも重要視されているところ。</p> <p>基礎自治体の場合には非常に身近なところに行政があるので、わがままというリアクションを受けた障がいのある方がそのまま我慢するのではなくて、その思いをどのように次に繋げていったらいいのか、そこの仕組みも考えていく必要がある。</p> <p>具体的に来年度どのように政策予算をつけて何をするかという個々の具体的な問題に関しては、行政計画、障がい者計画、あるいは障害福祉計画のところで検討していただく。そのときに基本になるような視点、あるいは気をつけなければいけない点などを、条例のところで押さえておくことが必要であると思う。</p> <p>おそらく障がいのある方たちのご意見としては、できるだけ具体的な基準・拠り所になるものをこの条例の中に盛り込んでほしいという気持ちがあると思うが、基本の仕組みや個別的な検討というのが国の法律も都の条例にもベースにあるので、細かい事まで具体的な基準を盛り込むのはなかなか他の市町村の条例を見ても難しいところかなと考えている。ただ、せっかく多摩市として条例を作るので、そこに多摩市の特徴が出るようなものにしていくことが必要ではないかと思う。</p> <p>それでは 13 ページの各会議のイメージなど、ここの説明をもう少しつけ加えていただきたい。</p> |
| | <p>【事務局】</p> <p>条例の検討にあたっては、こちらの市民委員会の他に行政側では障害施策に関係する 16 課の課長級で構成をする庁内検討委員会を設置している。</p> <p>庁内委員会では条例の全体的な検討を行っていく予定である。</p> <p>また、障害福祉課で所管する委員会として、障害福祉関係者を中心に構成されている地</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| <p>ル</p> <p>(7) これまでの動向に関する報告</p> | <p>域自立支援協議会の全体会がある。また、その下部組織として障がい当事者の方を中心に構成されている権利擁護専門部会やそれに付随してどなたでも参加いただける身体・知的・精神それぞれの作業グループがある。それぞれの委員会に適宜条例検討市民委員会の内容も報告・共有をさせていただいて、主に前文や相談支援体制等について意見をいただく予定。</p> <p>また、広く一般の方の意見として既にアンケートを実施しており、12月頃にはパブリックコメントの実施も予定している。</p> <p>こちらの資料6に全体のスケジュールを掲載しておりますので、時間があるときにご覧いただきたい。</p> <p>続いて、これまでの動向に関する報告について。</p> <p>今回条例を制定する過程において広く障害理解の促進を図ることを大切にしたいと考えており、色々な委員会での情報提供やアンケートを実施しており、6月にはワークショップを実施する予定。</p> <p>これまで、多摩市住替え・居住支援協議会であったり、地域福祉推進委員会、民生委員会会長会及び全体会、多摩市立小中学校定例校長会等、合わせて18ヶ所の会議でお時間をいただいて、事務局から条例制定の取り組みを進めていくことをお伝えし、アンケートの協力をお願いした。</p> <p>次にワークショップについて、来月6月9日と6月16日の全2回でワークショップを行う予定。こちらの目的は障害理解、障がい者差別について考えてもらうきっかけを作ること、また障がいのある人もない人も暮らしやすいまちにしておくために何が必要かを考えることである。</p> <p>参加者の募集は、2000人を対象に無作為抽出によるお知らせを送り、またホームページやたま広報でも募集を行っているところである。内容については、権利擁護専門部会の皆様による障害者差別解消法や障害理解などについてわかりやすく説明していただく出前講座や、グループに分かれて障がいのある人もない人も暮らしやすいまちにしておくためにどのようなことが大切かなどについて、意見交換していただきたいと考えている。</p> <p>ワークショップの予定について4月16日に開催した権利擁護専門部会で説明したところ、広く市民に理解してもらうことも大切だが、民生委員や自治会長など障がい者と接することが多い人に最も理解して欲しい、障害について知らない方から差別的発言が出たり、条例制定に反対する方が参加したりする可能性もあるため、対立を生むような企画になるのは困る、出前講座によるパワーポイントによる説明だけではなくて、車いす体験などをやってはどうか、などのご意見をいただいた。</p> <p>説明は以上。</p> <p>【委員長】 皆さんの方から何か質問・意見はあるか。</p> |
|-----------------------------------|---|

| | |
|--|---|
| | <p>【委員】 ワークショップの今の申し込み状況はどれくらいか。</p> <p>【事務局】 20名程度の申し込みがある。今週末まで募集しているのでまだ増える見込みである。</p> <p>【委員】 当初50～60名と掲げていたが、このまま増えない場合対策はなにかあるか。</p> <p>【事務局】 もともと30名、多くて50名としていたので、30名でも参加いただければありがたいと考えている。</p> <p>【委員】 ワークショップの周知について、今まで関心がなかった人に参加してもらうことが大切だと思うが、そのような人が参加しやすくする工夫はしたのか。</p> <p>【事務局】 無作為抽出により2,000人の方にお送りをさせていただいてるところが今回、関係者の方々だけではなくて今まで知らなかったという方にもお知らせさせていただくという取り組みの一つである。</p> <p>【委員】 参加すると良いことがある、というようなインセンティブがあれば今後参加しやすい。参加意欲が上がるのではないか。今後そのような周知・啓発についてもこの委員会で検討していきたい。</p> <p>【委員】 実際に条例の素案が出てくるのはだいたいどれくらいを目標に考えればよろしいか。</p> <p>【事務局】 何月までにと具体的な計画はない。条例の項目立てなどはできたところから提示して、その都度意見を頂きたい。11月にはまとまっているようにはしたい。夏くらいには条文・構成を市民委員会に示せるようにする。</p> <p>【委員長】 その他全体について何か皆様の方から意見・質問はあるか。</p> |
|--|---|

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>(8) 差別解消に関するアンケートの集計結果(速報)</p> | <p>【副委員長】 市民委員会の中で不動産関係や交通関係の方がいるので、日ごろ障がい者についてどのような配慮をしているか今後聞けるような機会が欲しい。</p> <p>【委員長】 配慮をしているかどうかや、配慮の上でこのあたりが難しいなどの対話をしていきたい。お互いの事情についての理解を深めるいい機会になるはずなのでぜひお願いしたい。その他何かあるか。</p> <p>【委員】 アンケート結果を興味深く見ている。今回の資料はデータとしての内容が主だが、生の声は拾えているのか。生の声も見てみたい。</p> <p>【事務局】 今回の資料は数字のみの情報の記載。自由記述もあるので、次回以降に整理して提示したい。</p> <p>【委員長】 その他よろしいか。 それでは、事務局の方からその他連絡事項はあるか。</p> <p>【事務局】 連絡事項の前にアンケートの結果について簡単に説明する。 こちらについては3月末までに障害福祉課に到着したもので集計をしているので、中間報告とさせていただきます。 障がい当事者・家族向けのアンケートについては 1736 部配布し、566 名の方から回答をいただいた。また市民向けについては、1900 部配布し 640 名の方から回答いただいている。 アンケートの共通の項目というところで、障害者差別解消法を知っているかという質問に対して名前も内容も知っているという方が市民の方、障がい当事者の方ともに約 20% となっている。こちらについては、平成 29 年に障害福祉課で実施した多摩市障がい者生活実態調査のときよりかなり増えている。 続いて市の条例に入れた方が良いと思う内容について、一番回答が多かった項目は、障がい当事者・家族向けの方のアンケートでは「生活のいろいろな場面における合理的配慮の内容」、市民向けアンケートでは「差別を受けたときに相談できる窓口があること」となっており、両者で多少差が出ている。また、虐待の禁止については両者とも上位にあがっている。 次に障がい当事者・家族向けのアンケートの回答からは、3 割近くの方が差別を受けた</p> |
|-----------------------------------|--|

| | |
|--------------|---|
| <p>8. 閉会</p> | <p>ことがあると回答しており、差別を受けた場所としては公共交通機関、職場、お店が同程度で多いが、役所についても6番目に多い。</p> <p>どのような差別を受けたかという自由記述の内容は、乗車拒否や入店拒否、物件を借りられなかったというような声、ジロジロ見られたり嫌なことを言われたという声、手すりを付けて欲しいなど環境設備に関する声など様々な内容をいただいている。</p> <p>してほしい手助けや配慮、こうなったらいいなと思うことについての質問では、障がい当事者・家族が求める場所としては電車・バス・タクシー等の交通機関が最も多いが、役所の窓口で手続きをするときも4番目に回答が多い。</p> <p>これらのことから、民間事業者だけでなく市役所も全庁的に理解促進、差別解消に努めていく必要があると考えている。</p> <p>また市民向けアンケートの回答からは、障害のあるなしに関係なく、困っている人を助けるのは当たり前と考えている方が多く、手助けをしなかった理由としてはどのように接したら良いかわからなかったというご意見が多かった。接し方がわかれば手助けをしようと思うという回答をされた方がとても多く、意識の醸成はされているが、仕方が分かれば更に増えると思込まれるのではないかと考えている。</p> <p>情報発信というところではすでにやっているハンドブックであったり、たま広報での周知が良いのではないかとご意見も多かったので、既存の手法でさらに強化していきたいと考えている。</p> <p>アンケートの概要の説明については以上。</p> <p>【委員長】 ありがとうございました。 それでは、もう一度連絡事項その他、事務局の方をお願いします。</p> <p>【事務局】 事務局から3点ご連絡をさせていただきます。 ①今後の日程 第二回は6月27日(木)18時30分から 第三回は7月24日(水)18時30分から 第四回は8月21日(水)18時00分から。 ②委員報酬の支払いについて ③こころつなぐハンドブックの譲渡</p> <p>【委員長】 ありがとうございました。 これから委員会での検討は長丁場となるので、中身のある、実りの多い会議にしていきたいと思う。よろしくをお願いします。 今日はありがとうございました。これにて閉会いたします。</p> |
|--------------|---|

